

第6回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年10月31日（火） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、山田委員

（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員

（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

（2）岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

（3）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅委員、使用者代表委員から菊池委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について

（2）岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県特定(産業別)最低賃金専門部会における審議結果について」及び（2）「岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）」を一括で審議いたします。改正決定の審議が行われた4産業すべての部会が既に結審しておりますので、順次、各部会の審議結果について、部会長から報告をお願いします。

最初に、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会から報告をお願いします。

○渡部部会長

当専門部会は、10月13日、10月18日の2回開催し、労使参考人

からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により賛成5、反対3で次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額908円を41円引き上げ949円、引上げ率4.52%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配布させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

(資料No.1「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。)

○丸山会長

それでは次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会から報告をお願いします。

○細田部会長

当専門部会は、10月12日、10月17日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたところ、労使双方で意見の一致に至りましたので審議の結論をもって採決を行い、全会一致で次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額886円を39円引き上げ925円、引上げ率4.40%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配布させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

(資料No.2「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。)

○丸山会長

それでは次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会から報告をお願いします。

○齋藤部会長

当専門部会は、10月13日、10月19日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたが、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により賛成

5、反対3で次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額877円を40円引き上げ917円、引上げ率4.56%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配布させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

(資料No.3「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。)

○丸山会長

それでは最後に、岩手県自動車小売業最低賃金専門部会から報告をお願いします。

○植村部会長

当専門部会は、10月11日、10月27日の2回開催し、労使参考人からの意見聴取を含め審議を重ねてまいりましたところ、労使の合意を得るに至らず、労使双方からの申出により公益委員案を提示し、採決により賛成5、反対3で次のとおり結審いたしました。

「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額903円を42円引き上げ945円、引上げ率4.65%とする。発効日は、法定発効とする。」

なお、審議結果報告につきましては、写しを配布させていただいておりますので、ポイント部分を読み上げ説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

(資料No.4「岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」に基づき、事務局から同専門部会の審議経過が説明された。)

○丸山会長

ありがとうございました。

専門部会の審議結果について、各部会長から報告がありました。専門部会委員の皆様には、連日真摯な審議を尽くしていただきまして誠にありがとうございました。

専門部会の審議結果について、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いします。

○瀬川委員

特定(産業別)最低賃金専門部会について振り返りますと、資料No.3「岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」の6ページの下段にあるとおり、

審議をするうえで留意すべき点として、業種ごとの実態把握、企業規模による状況の把握、企業が求めている人材、人材が不足していると言っても、企業規模や様々な業種の中で、それぞれどういう人材が不足しているのかということについて、きちんと共通認識を持ったうえで議論したいと思い、使用者側で資料を準備し説明を行いました。結論から言うと、労使の審議が全くかみ合いませんでした。

主張するのは自由ですが、労働者側は東北6県の格差の話が中心でした。我々使用者側では、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の適用事業所数186社のうち、中小企業の170社とその労働者6883人の実態を明らかにして、未組織労働者の実態も含めて、生計費や賃金、中小企業の経営者の支払能力の部分について議論したかったところですが、労働者側では、労使協定を締結している事業所のパートの最低賃金適用が主な主張でした。

日曜日の新聞に賃上げの記事が掲載されていましたが、厳しい経済状況の中でも県内の相当数の事業所は頑張っ賃上げをしています、全国平均の5パーセント以上の賃上げにはなかなか結び付かない事業所が多いということです。そのような実態についても、共通認識を持つという点では、今回の審議はかみ合わなかったと考えています。

特定(産業別)最低賃金の専門部会の進め方について、公益委員に考えていただきたいのですが、これまでの進め方では少し問題があると考えます。労使が議論をして、議論が行き詰まってから公益委員案を出して、それにどちらかが賛成して決めるという進め方は、根拠もなしに進めている気がします。

中小企業は最低賃金の引上げ額が1円、2円の違いであっても倒産することがあります。帝国データバンクの発表で、全国では倒産件数が17か月連続で対前年前月を上回って推移しています。そのような状況で、専門部会での議論がかみ合わないまま、どちらか賛成すればよいというような引上げ額というのは納得できないと思いました。

専門部会の審議のあり方について、場合によっては公益委員の考えている金額をある程度のところで示すなり、擦り合わせをするなり、いろいろなことができるのではないかと思います。

実際、電子デバイスの事業所の経営者の方から、このような大幅な引上げ額では厳しいという意見もいただいています。今回の専門部会の進め方には課題があると思っていますので、ぜひ改善を図っていただきたいと思っています。

○丸山会長

専門部会の審議のあり方についての御意見をいただきました。

特定の専門部会に限らず、他の専門部会においても共通の問題だと思えますが、我々公益委員としては、労使双方でそれぞれ立脚点が違いますので、強調したい論点が違うこと自体は、これはもう仕方がないことだと思えます。

但し、労働者側から出された論点について使用者側はどう考えるか、使用者側から出された論点について労働者側はどう考えるか、その論点ごとにきちんと審議を尽くすのが望ましいと考えています。労使双方の意見を聞いたうえで、それについて全体場で審議をしていただくという形で、どの公益委員も努力していると、私は認識しています。もちろん、それぞれの論点について、最低限の共通認識を持って、その共通の認識のもとに労使で一致した結論に到達するというのが最も望ましい方法だと考えておりますので、それを労使のイニシアティブで、できるだけ一致していただきたいとどの公益委員も思っていると思います。

それから、更に公益委員の立場で申し上げると、労使双方で議論がかみ合うように改善していくことについて、私は賛成ですけれども、最終的に結審をしなければいけません。労使双方で詰め切れないので、労使双方から公益委員案提示の申出があったときにのみ、公益委員案を出すはずです。

ですから、労使双方から申出があった時に、公益委員の考え方をもっとはっきり出して欲しいということを含めた御意見と受け止めました。

これについては、公益委員側で努力をしたほうがいいと思いますが、労使双方が公益委員案を求めているということであれば、公益委員案が示された時には、できるだけその結論を尊重してくださいということをいつも申し上げていますが、残念ながら実際にはそういう形にならないことが多いわけです。

そうしますと、瀬川委員も御理解されていると思いますが、公益委員が独自のきちんとした見解をたてて、公益委員案を出すのはいいのですが、その結果として賛成多数を得られないと結審しないわけです。

よって、どういう姿が望ましいのかということに関しては、共通認識を持つことだと思えますし、そのために具体的にどういう形で審議を進めていったらいいのかということについては、いろいろ御提言いただいて、改善していくべきだと思います。労使それぞれの立場により出された論点について、一致しなくても1度は必ず審議をするという方向で改善することは、できると思います。

公益委員の基本的な考え方を述べましたが、具体的に、専門部会の審議において、特に議論がかみ合わなかったということでしたので、そこにつ

いて、部会長のほうから何か御発言があればお願いします。

○齋藤委員

考え方については、会長がおっしゃったとおりです。

瀬川委員は議論がかみ合わなかったとおっしゃっていますが、主張は主張として、同じことを議論するにしても、それぞれの考え方が異なるのはやむを得ないと思います。使用者側からは、いろいろな資料を示して、資料の説明にかなり時間をかけていただきましたけれども、なかなか労働者側へ伝わりにくかったこともあったと思います。また、資料を事前に示していただければ、よりスムーズに議論できたかもしれません。

審議の最後の段階では、労使ともに話がかみ合ってきて、現場から出てきていただいている委員さんから、人手不足の状況について建設的な意見が出されて、議論が全くかみ合わなかったということではなかったと捉えています。いずれ、労使のイニシアティブで議論していただくものでございますので、ぜひ、資料を早く配布するとか、お互いに相手の議論について対応していただくような形で審議できればと思います。

○丸山会長

労働者側からも何かありましたらお願いします。

○小林委員

議論がかみ合わなかったということについて御説明しますと、使用者側の説明を理解できない部分がありまして、口頭だけの説明については、お願いして後から資料を頂いたということもありましたので、事前に渡して頂ければ良かったと思いました。

また、数字の誤記もありましたので、労働者側の委員の中では、しっかり見直ししながら議論できれば良かったという話がありましたし、齋藤委員がおっしゃったように、人材不足の件について議論ができて良かったとも話しておりました。

○丸山会長

いずれにしましても、それぞれの立場で主張したいポイントが違うというのは当然のことながら、出された論点について、一方的に主張して、その形しか続かなければ、もちろんかみ合わない議論ということになりますので、それぞれから提起された論点について、相手側も必ずそのことについて審議に応じるという形で、できるだけ論点をかみ合わせていくことが双方に必要だということに関しては、異論はないと思います。

それから、その場できちんと議論を詰めるためには、きちんとした資料があればいいですし、できれば事前に資料があれば柔軟に対応できることで、これは使用者側からでも、労働者側からでも同じことで、わかりやす

い資料の提示についても異論はないと思います。

瀬川委員、更に御意見があればお願いします。

○瀬川委員

丸山会長がおっしゃったことについては多々理解できますが、齋藤委員の話については、私の説明が一方向的に悪いような話に聞こえました。

議論がかみ合っていないということは2回目の専門部会から申し上げていましたが、労働者の労使協定を締結している事業所のパートの話と、我々使用者側の中小企業の未組織労働者の賃金水準の話とで、議論が全くかみ合わないまま審議が進んでいきましたので、進行上、きちんと整理すべきだと思いました。それぞれの論点があって、共通の認識を持つための進め方があると思います。

私がいろいろな資料を説明したり、口頭で話したりしたことがかえって混乱を招いてしまったと思いますけれど、経済が刻々と変化している中で、直近の中小企業の置かれている状況や電子デバイス産業の状況というのは、目まぐるしいものがありますので、1年前、2年前のデータだけで議論するのではないと思います。そのため、審議の進め方や最後の金額審議についても、より良いやり方を常に追求していただきたいと思います。

○丸山会長

齋藤委員は、瀬川委員に限らず、特定の委員の説明が悪いというようなことはおっしゃっていないと私は認識しております。

間違いないですね。

○齋藤委員

はい。

もし、そのように聞こえてしまったのであれば、申し訳なかったと思います。そういうつもりではございません。

お互いわかりやすい資料を可能であれば事前に渡して、お互い議論しやすい状況で審議を進めればいいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○丸山会長

今後の議論の改善という観点で受け止めていただきたいと思います。

瀬川委員はよろしいでしょうか。

○瀬川委員

はい。

○丸山会長

他の委員から、何かありますか。

なければ、これで、質問、意見等を終了し、採決に入りたいと思います。

それでは、各専門部会の審議結果をもって各特定(産業別)最低賃金の改正決定について御提案申し上げ、採決したいと思います。

なお、採決については金額と発効日、それぞれ個別に行います。

まず、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金についてです。

(議案1、議案2の順に挙手による採決が行われた。)

〈議案1〉

現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額908円を41円引き上げ949円(引上げ率4.52%)とする。

〈採決結果〉

賛成9名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名)、反対5名(使用者代表委員5名)により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成9名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名)、反対5名(使用者代表委員5名)により議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額886円を39円引き上げ925円(引上げ率4.40%)とする。

〈採決結果〉

賛成14名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名)、反対0名により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成14名(公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名)、反対0名により議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額877円を40円引き上げ917円（引上げ率4.56%）とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対5名（使用者代表委員5名）により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対5名（使用者代表委員5名）により議案2が議決された。

○丸山会長

次に、岩手県自動車小売業最低賃金についてです。

〈議案1〉

現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額903円を42円引き上げ945円（引上げ率4.65%）とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対5名（使用者代表委員5名）により議案1が議決された。

〈議案2〉

発効日は法定発効とする。

〈採決結果〉

賛成9名（公益代表委員4名、労働者代表委員5名）、反対5名（使用者代表委員5名）により議案2が議決された。

○丸山会長

この審議結果等について、労使双方から御発言をお願いします。

労働者側からお願いします。

○佐々木委員

今回の審議について、議論を尽くされた結果ということで受け止めています。全会一致の部会もありましたが、最終的には公益委員案により採決に至った部会が3つありました。できれば全会一致が望ましいと思いますが、労働者側としては、今回の結果を尊重したいと思います。

但し、岩手の基幹産業としてリードしていける金額ではなかったと思っています。労働者代表の委員としては、今回の結果が今後の賃上げの起爆剤になるのではないかと考えています。

○丸山会長

続いて、使用者側からお願いします。

○藤田委員

審議の結果については、厳粛に受け止めまして、制度についての周知等、使用者側としての責務を果たしていきたいと考えています。

1点、特定(産業別)最低賃金の制度の疲労について付言しておきたいと思います。

4つの専門部会の議論の中でも、特定(産業別)最低賃金の優位性の担保など、優位性の話があるのですが、最低賃金法での特定(産業別)最低賃金は15条で、できる規定になっています。それは、労使のイニシアティブにより設定するというものです。

この制度は、ナショナルミニマムの考え方ではなくて、16条に地域別最低賃金を上回るものでなければならないという定めがあります。これをもって、特定(産業別)最低賃金の優位性を考えるべきものではないと考えています。産業の優位性ということであれば、まだわかるのですが、特定(産業別)最低賃金の優位性ということについては、頻繁に使われていますけれども、労働法関係の文献をみても、さほど指摘はされていないと考えています。

昨今の急激な地域別最低賃金の引上げにより、全国をみると特定(産業別)最低賃金が飲み込まれているような状況になっています。2030年代半ばまでに最低賃金額が全国加重平均で1,500円になることを目指すと報道されていますが、目標年次からすると毎年50円くらいずつ引き上げていかなければならないことになって、これが現実的になってくると、特定(産業別)最低賃金の意義についても、かなり吟味していかなければならないと思います。

一言でいうと、最低賃金法15条の特定(産業別)最低賃金については、制度疲労と言わないまでも、かなり実態とそぐわない結果になりつつあるということは、制度論として指摘したいと思いますし、今後もその考え方に沿って、私どもは議論に参画させていただきたいと思っています。

○丸山会長

特定(産業別)最低賃金についての使用者側としての御見識だと思えますが、労働者側から何かありますか。

○佐々木委員

ありません。

○丸山会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局は答申文の準備をお願いします。

(答申文(案)が、各委員に配布された。)

机上に配布されたと思いますので内容を御確認願います。

本案をもって、岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいか、委員の皆様にお諮りします。

(反対はなく、答申文(案)が承認された。)

岩手地方最低賃金審議会は、令和5年8月24日に岩手労働局長から岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について諮問を受け、本日まで、鋭意、調査審議を重ねてまいりましたところ、本日、意見をまとめることができましたので、この意見をもって岩手労働局長に答申いたします。

〈岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)〉

丸山会長が答申文を読み上げた後、栗村局長に岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について答申文が手交された(最低賃金法第15条(特定最低賃金の決定等))。

○丸山会長

それでは、今後の手続きや日程等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日、答申をいただきましたので、本日付けで最低賃金法第15条3項の規定に基づき異議申出公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっており11月15日(水)が異議申出の期限となります。

異議の申出がない場合は、審議会の意見をもって官報公示手続きに入り、手続きが順調に進みますと11月30日(木)の官報に掲載され、12月30日(土)に法定発効されることとなります。

異議の申出があった場合は、各委員の日程調整をした結果11月16日(木)に本審を開催し異議の申出について審議し答申をいただくこととなります。異議の申出が否決されますと、令和5年12月31日(日)に法定発効されることとなります。

○丸山会長

事務局の説明に、御質問等はございますか。

(質問等はなかった。)

(3) その他

○丸山会長

議題(3)「その他」に入ります。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

1点ございます。

審議会委員実地視察についてです。地域等の実態を直接認識することを目的に、来年度も6月中旬を目途に実地視察を実施したいと考えておりますが、視察対象業種、対象地域、実施時期、実施方法等について、御意見、御検討をお願いいたします。

本日の検討結果を踏まえ、事務局では次回以降に開催する本審において、視察対象等について別途提案したいと考えています。

○丸山会長

最終的な決定は新年度ということになりますが、この時期に委員の皆様から御意見、御要望をお聞きして、できるだけそれに沿うように事務局で準備することになります。御意見や御要望はございますか。

○菊池委員

私は光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の専門部会を担当しまして、時計の産業については、未組織労働者のことも労使で理解して議論しているのですが、レンズの産業については、議論に上がりません。顕微鏡や天体望遠鏡のレンズのほかに、胃の内視鏡のレンズも岩手で担っているようですが、委員の誰もそれについて知らないということです。私の勝手な思いですが、そのような事業場を見てみたいと思います。

○丸山会長

御要望ですね。

○山田委員

労働組合のない事業場とある事業場を選定していただきたいと思えます。労働組合のない事業場ですと、なかなか従業員の本音が聞けないと思えますので、本音が聞けるような状況に配慮していただきたいと思えます。

○丸山会長

これは以前にも要望があったと思いますが、事務局はいかがですか。

○事務局

御要望として承ります。

事務局では、地域や業種を決めていただいた上で選定し、事業場に依頼をして受けていただいていますので、どうしても労働組合の有無については、優先順位が下がってくるかもしれませんが、そのことも念頭に入れながら選定するよう努めていきたいと思えます。

○丸山会長

労働組合の有無を優先するのは難しいかもしれないけれども、1つの選定要件として考慮するということだと思えます。いずれにしても、労働組合がない場合は、自由な発言ができるように視察の時に工夫していただき

たいということで受け止めたいと思います。

他に御意見等はありませんか。

○瀬川委員

私も山田委員と同じ意見です。

もう1つの要望として、私は昨年と今年、実地視察に参加しまして、結構な人数で行くので、ある程度大きな事業場でないと受け入れてもらえないと思いますが、可能であれば、人数を分散するなどして、中小企業の実態を見たいと思います。

○丸山会長

確かに、本務に支障があっては困りますので、事業場に過度な負担はおかけしないとすると一定の規模ということになるけれども、工夫して行けるのであれば中小企業を見たいということです。

他に、御意見はありませんか。

地域とか業種については、いかがでしょうか。

他になければ、出された要望等を踏まえて事務局で準備していただくということでよろしいですね。

○事務局

もし可能であれば、地域や業種についての御意見をいただければ、事務局としても事業場を絞りやすいので、お願いしたいと思います。

○丸山会長

何も意見がないと事務局も困ると思いますので、いかがでしょうか。

○細田委員

今年、岩泉の実地視察に参加しましたが、移動時間が長くて、視察時間は各1時間くらいだったと思います。限られた時間にならざるを得なかったなという感想を持ちましたので、盛岡とか花巻とかでも最低賃金で働いている方がいらっしゃると思いますので、近いところで、御協力を頂けるのであれば、視察時間を延ばすことも可能なのではないかと思います。参考意見として申し上げます。

○丸山会長

他の委員の方はいかがでしょうか。

○原委員

細田委員の意見のように、視察時間を十分確保するのであれば、この近辺でもいいと思いますし、可能であれば中小企業でいいと思います。業種については、今、これというのは、みつけれられません。

○丸山会長

他に御意見はありませんか。なければ、事務局はこれまでの意見を踏ま

えて準備をお願いします。

他に委員の皆様から何かありますか。

○瀬川委員

10月17日の朝日新聞に、丸山会長のインタビュー記事が掲載されていましたが、この記事は、会長の意図したお考えがそのまま正確に伝わっているのでしょうか。

○丸山会長

この場では、基本的に会長という立場で話すことになりますが、今、御質問への回答となりますので、研究者の立場も含めて話さざるを得ないのですが、非常に熱心な記者の方で、1時間くらい取材を受けました。私が話していないことが記事に書かれているとか、私が話していることと全然違うことが書かれているということはありません。全て私の受け答えが基になっていると思います。

但し、記者の方は記者の方で追求なさりたいということがありますので、私の狙いどおりに報じられているかということ、それは違います。先方から会長としての見解を求められるのですが、私がインタビューを受ける時には、岩手大学の教員あるいは研究者として、その社会貢献の一環として答えるという責務も同時に負っていますので、研究者としての立場も若干踏まえて話すこととなります。そして、公益委員の立場に疑念を抱かれるようなことについては発言を控えて、結構気を付けながら話すということになります。

報じられた部分に関しては、会長としての見解と、研究者としての問題提起のような部分とがきちんと整理されて伝わっているわけではありません。

それから、新聞記者への注文として、最終的な金額と順位に注目されがちだけど他にもいろいろな観点がありますよねと話しているのですが、そこも必ずしも整理されて報じられたわけではないので、いろいろな受け止め方があるかなと思っております。そこが非常に難しかったところです。

ですから、狙いどおりかと言われると違うのですが、私としては、お互いに敬意を持ってということだと思いますので、私には私の言い分がありますし、取材される方には取材される方の報じたいことがあると思いますので、そこまで求めるのは難しいと思います。

よろしいでしょうか。

○瀬川委員

大変参考になりました。

私も、マスコミには痛い目にあつたことがあるのでよくわかるのですが、

意図したことではないことや、話したことを切り取られて一人歩きするとか様々あると思うのですが、この朝日新聞の記事を読んでみて、少し気になるのは、最低賃金制度というものをマスコミの皆さんに正しく理解していただくために、繰り返し説明する必要があると思いました。記者が頭の中で考えたストーリーに沿ったような記事の書き方をされると、審議会自体の誤解を招くというか、県民に対して正しい制度の在り方などを理解されないかもしれませんので、最後は労働局にお願いなのですが、マスコミ向けの最低賃金制度の正しい情報発信をお願いしたいと思います。

○丸山会長

現行制度の正確な理解を得たほうがいいというのは、おっしゃるとおりです。

他にありますでしょうか。なければこれで議事を終了します。